

働きとそなえて企業も従業員も将来が安心
ご加入・増口のおすすめ
従業員退職金制度

特定退職金共済制度

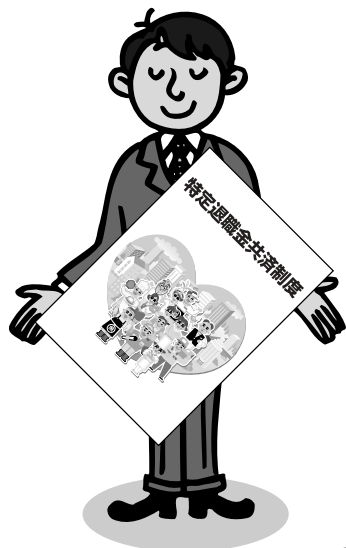


個人情報のお取扱いについてのお知らせ

本共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から当所に提供されます。
- ②当所は、共済契約者より提供を受けた共済契約者及び被共済者の個人情報について、本制度の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当所から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約の引き受け・ご継続・維持管理・給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当所をはじめ共済契約者に対し上記目的の範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤新企業年金保険契約の引受生命保険会社に変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の生命保険会社に提供され引き継がれます。

退職金制度の確立は 従業員の確保と定着化をはかり、 企業経営の発展に役立ちます。



『事業所』のみなさまへ…
この特定退職金共済制度は、
従業員の生活を守り、
勤労意欲を高め、
ひいては事業所が発展されることを
目的とした制度です。

制度の特色

1. 掛け金は1人月額30,000円まで非課税です。
この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）
2. この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
3. 毎月定額の掛金を支払うだけで、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
4. 中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
5. 中退共ならびに他の特退金との通算をすることができます。
（被共済者単位）
6. 他の特退金との間で、住所移転等に伴う通算もできます。
（事業所単位）
7. 新規加入事業所に限り、過去勤務期間通算の取り扱いができます。
（別紙「過去勤務期間通算の内容」のとおり）

※5、6の退職金の通算をする場合は、退職の前に必ず商工会議所へ御相談ください。



賃金の支払いの確保等に関する法律

「賃金の支払いの確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）にもとづき、52年4月1日より事業主は、退職金支払いのための保全措置を講ずるよう要求されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

制度の取扱い

●加入できる事業主〔共済契約者〕

商工会議所の地区内にある事業主（事業所）であれば、誰でも従業員（専従者控除の対象者を除く）を加入させることができます。

ただし、加入できる従業員は満15歳以上85歳未満に限ります。

●加入するときは〔任意包括加入〕

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。また加入時に、事業主は、従業員の同意を得てください。事業主、役員（使用人兼役員を除く）もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

※期間を定めて雇われている者 ※試用期間中の者 ※パートタイマーのように労働時間の特に短い者
※季節的な仕事のため雇われている者 ※非常勤の者 ※休職中の者

●加入手続

事業主が、対象となる従業員を被共済者として、別紙加入申込書により、商工会議所に申し込んでください。掛金は、毎月定められた日に、ご指定の金融機関の預金口座振替によって納付していただきます。

●被共済者証の発行

被共済者に対しては、「退職金共済制度被共済者証」を発行します。事業主から各被共済者に「退職金共済制度被共済者証」をお渡しください。

掛 金

●基本掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。

●口数の増加

お申出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。

※この制度の掛金は全額事業主負担です。

●過去勤務掛金月額

基本契約のほかに所定の過去勤務掛金が必要となります。

●掛金の運用

当商工会議所がアクサ生命と締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命に委託します。

また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、常議員会の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額（運用益を含む）は、事業主に対しては、いかなる理由があっても返還されません。

●掛金の払込み

毎月の掛金は取扱金融機関の口座より、毎月自動的に振替をいたします。（口座振替日は毎月20日。ただし休日の場合は翌営業日）

市の補助金

●市の補助金額

新規加入の被共済者1人につき、月額掛金の20%を1年間補助いたします。但し月額1,000円（年間12,000円）を限度とします。

●申請方法

1月～2月末日までに申請し、3月に市より補助金を交付いたします。申請の方法につきましては商工会議所にお問い合わせください。



給 付 金

●この制度の給付金はつぎのいずれかとなります。（別紙参照）

①退職給付金

加入従業員（被共済者）が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金

加入従業員（被共済者）が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金

加入従業員（被共済者）が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員（被共済者）です。給付金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位になります。

●給付金の請求

被共済者が退職したり、死亡したり、あるいは年金の支給を受けようとするときは、商工会議所に備えつけの書類によって請求してください。なお、退職金通算制度を希望される場合には、別途（※）書類が必要となります。

請求書類

- ①退職通知書兼給付金請求書（退職所得の受給に関する申告書）
- ②死亡証明書（死亡時のみ）
- ③第1回年金請求書（年金受給時のみ）
- ④通算申出書（※）

その他、事業所の移転・合併における取扱いができます。

解 約 手 当 金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金（退職給付金と同額）を、加入従業員（被共済者）に支払います。解約手当金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

税 務 と 経 理 処 理 に つ い て

事業所が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。加入従業員（被共済者）が受取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。（所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条）

中小企業のモデル退職金

（単位：円）

高 校 卒		大 学 卒					
勤続年数(年)	年齢(歳)	自己都合	会社都合	勤続年数(年)	年齢(歳)	自己都合	会社都合
5	23	310,000	461,000	5	27	433,000	637,000
10	28	863,000	1,211,000	10	32	1,183,000	1,663,000
15	33	1,751,000	2,377,000	15	37	2,250,000	2,971,000
20	38	3,044,000	3,890,000	20	42	3,679,000	4,740,000
25	43	4,649,000	5,803,000	25	47	5,600,000	6,976,000
30	48	6,543,000	7,747,000	30	52	7,880,000	9,457,000
35	53	8,241,000	9,582,000	35	55	9,236,000	10,661,000
定 年	—	—	11,555,000	定 年	—	—	12,484,000

東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」（平成14年版）

この制度は当商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営されています。

※当商工会議所は、下記の保険会社に資産運用を委託しています。

（委託保険会社）

アクサ生命保険株式会社

本社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL 03-6737-7777（代表）

この制度についてのお問い合わせ……

（特定退職金共済団体）

松本商工会議所

〒390-8503 松本市中央1-23-1 TEL 0263-32-5355

※当商工会議所は、所得税法施行令第73条に基づき所轄税務署から承認された特定退職金共済団体です。

過去勤務期間通算の内容

(新規加入事業所の取扱い)

- 特定退職金制度に新規加入する事業所の場合、以前から勤続している従業員については、過去勤務期間の通算の取扱いを受けることによって、実際の勤務期間に応じた退職金を支給することができます。
- この取扱いによる掛金（以下「過去勤務掛金」といいます）は、全額損金または必要経費に算入できます。

過去勤務期間通算の手続

①特退金過去勤務期間通算制度申込書（所定）の提出

②過去勤務通算期間の設定

入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として従業員ごとに設定してください。10年間を限度とし、1年未満は切捨てます。

③過去勤務通算口数の決定

過去勤務通算口数は30口（30,000円）を限度とし、基本掛金口数もしくはそれ以下の口数で設定してください。

④過去勤務掛金とその払込期間

過去勤務掛金は通算期間、通算口数および払込期間により、個人ごとに計算されます。詳細については、商工会議所にお問合せください。

◎払込期間：過去勤務通算期間は同一年数です。ただし、通算期間が5年以上の場合は5年とします。

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5~10年
払込期間	1年	2年	3年	4年	5年

松本商工会議所特定退職金 共済制度給付金額について

退職給付金

退職給付金額表

(単位:円)

	30 □	20 □	15 □	10 □	5 □
1年	336,000	224,000	168,000	112,000	56,000
2年	675,000	450,000	337,500	225,000	112,500
3年	1,016,700	677,800	508,350	338,900	169,450
4年	1,361,100	907,400	680,550	453,700	226,850
5年	1,708,200	1,138,800	854,100	569,400	284,700
6年	2,058,000	1,372,000	1,029,000	686,000	343,000
7年	2,410,800	1,607,200	1,205,400	803,600	401,800
8年	2,766,300	1,844,200	1,383,150	922,100	461,050
9年	3,124,800	2,083,200	1,562,400	1,041,600	520,800
10年	3,486,000	2,324,000	1,743,000	1,162,000	581,000
15年	5,336,100	3,557,400	2,668,050	1,778,700	889,350
20年	7,261,500	4,841,000	3,630,750	2,420,500	1,210,250
25年	9,264,900	6,176,600	4,632,450	3,088,300	1,544,150
30年	11,349,900	7,566,600	5,674,950	3,783,300	1,891,650

- 【注】 1. 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金額を支払います。
 2. 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改訂することがあります。
 (退職年金等も同様です。)
 3. 18年未満(17年11ヶ月迄)の脱退者については元本割れいたします。

遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡された時は退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

退職年金

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に代えて退職年金を支払います。

退職年金額表

(単位:円)

	年 金 月 額				
	30 □	20 □	15 □	10 □	5 □
10年	30,900	20,600	15,450	10,300	5,150
15年	47,280	31,520	23,640	15,760	7,880
20年	64,320	42,880	32,160	21,440	10,720
25年	82,080	54,720	41,040	27,360	13,680
30年	100,530	67,020	50,265	33,510	16,755

- 【注】 1. 年金は本人の生死にかかわらず10年間支払います。
 2. 年金は3ヶ月分取りまとめて年4回支払います。
 3. 年金月額が10,000円に満たない時は一時金(退職給付金)での支払いとなります。